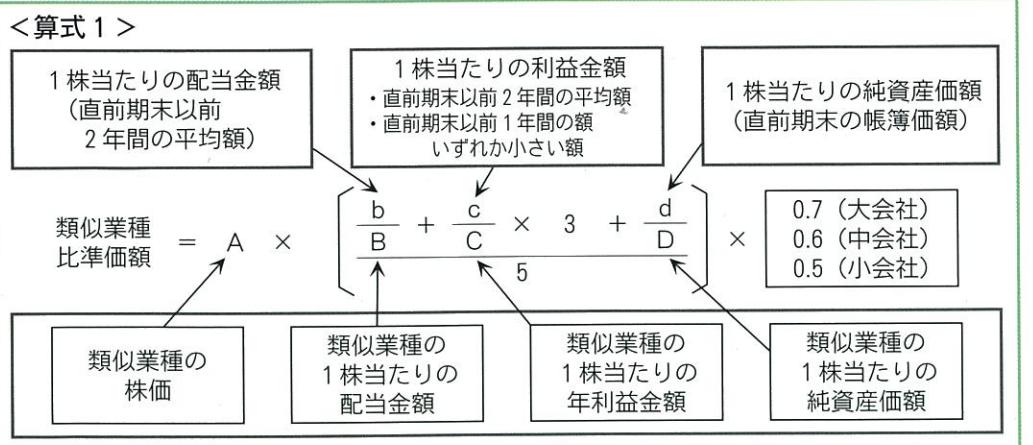


円滑に会社を引継ぐために どうやって株式を評価するのか？

アクタス税理士法人

税理士 勢／健一



著者プロフィール

勢／ 健一（せしめけんいち）
パートナー税理士

平成11年 税理士登録
平成12年 アクタス国際会計事務所
(現アクタス税理士法人)

入社
平成15年 株式会社産業再生機構へ
出向

現在、中小企業を中心に税務の枠に
とらわれない、会社経営の視点に立つ
たコンサルティングを行っている。

2、特例的評価方式（配当還元方式）
法人が行う配当に着目して、株価
を算定する方式です。具体的には、
株式の投資利回りが10%になるよう
に株価を算定する方法です。この方
す。（算式2を参照）

会社の資産及び負債を相続税評
価額に評価換算する方法は、財産
評価基本通達の中で、それぞれの
評価方法が細かく定められています。

また、純資産価額を算出する際
に忘れないものに営業権がありま
す。決算書に営業権が計上され
ていなくても、同業他社にはない利益獲得能
力があると考え、営業権として資
産を認識します。営業権が高額に
なることもあるため評価を忘れず
に行う必要があります。

<算式2>

$$\frac{\text{相続税評価額による総資産価額} - \text{負債の金額} - \text{評価差額に対する法人税等相当額}}{\text{発行済み株式総数}}$$

<算式3>

$$\frac{2\text{年間の平均配当金額}}{50\text{円}} \times \frac{1\text{株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}} = 10\%$$

法は、少数株主の株式評価に適用さ
れる方法です。（算式3を参照）

2年間の平均配当金額を計算する
際は、実際の発行株式数ではなく、
資本金等の額を50円で割って算出し
た仮の株式数を使います。平均配当
金額が2円50銭未満となる場合は2
円50銭とします。そのため2年間配

当をしていない場合でも1株当たり
の平均配当金額は2円50銭となりま
す。
また、継続的に行われる配当を計
算根拠としているため、特別配当や
記念配当などの臨時の配当金は計
算から除きます。
相続税や贈与税の計算における非
上場株式の評価はこれらの方針によ
り行われますが、次回はどのような
会社に対していずれの評価方法を使
うかについて触れてきます。

前回は株式の承継にはどのような
税金がかかるかについて説明しま
した。今回は相続税や贈与税の計算の
基となる株式の価額はどのように決
めるのかについて見ていきます。

■自社株評価方法の種類

非上場会社の株式には上場会社の
株式のような取引相場がありません。
そのため、株式の価額を算定するに
あたっては基本的に国税庁が定める
「財産評価基本通達」によって評価
することとなります。

「財産評価基本通達」においては、
大きく原則的評価方式と特例的評価
方式の二つの評価方式に分かれてい
ます。

(1) 類似業種比準価額方式
具体的には、評価対象会社の事
業内容と類似する業種を選定し、
その類似業種の1株当たりの「株
価」に「配当金額」、「利益金額」
及び「純資産価額（帳簿価額）」
の3要素を基準に算定した比率を
乗じて株価を算定します。3要素
のうち利益金額だけ3倍にします
ので、利益が大きい会社ほど株価
が高くなります。（算式1を参照）

(2) 純資産価額方式
法人のストックとしての純資產
に着目して、株価を算定する方法
です。この方法は、評価会社の課
税時期現在における資産及び負債
を相続税評価額に評価換算し、含
み益に対する法人税等相当額を控
除して時価純資産価額を算定しま
す。

ますが、それぞれの評価方式の内容
は次のとおりです。

1、原則的評価方式
評価対象会社と同業種である上
場会社との平均値を比較して、株
価を算定する方法です。

